

議第 5 0 号

高島市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 3 0 日

高島市長 福 井 正 明

高島市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例

高島市立学校使用料徴収条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

格技室	マキノ中学校
	湖西中学校
	朽木中学校
	高島中学校

」を

「

格技室	マキノ中学校
	今津中学校
	湖西中学校
	朽木中学校
	高島中学校

」に

改める。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
（高島市児童体育施設の設置および管理に関する条例の廃止）
- 高島市児童体育施設の設置および管理に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 3 8 条）は、廃止する。